

平成 2 1 年度

滋賀県歳入歳出決算および滋賀県
土地開発基金運用状況審査意見書

(概要版)

滋賀県監査委員

滋賀県歳入歳出決算審査意見書（概要版）

第1 審査の対象

平成21年度歳入歳出決算審査の対象は、滋賀県一般会計歳入歳出決算および滋賀県市町振興資金貸付事業ほか12の特別会計にかかる歳入歳出決算である。

第2 審査の方法

審査に当たっては、審査に付された歳入歳出決算書その他の調書について、決算の計数は正確であるか、収入支出の事務は関係法規に準拠して適正に処理されているか、予算の執行は、その目的、議決の趣旨に沿い適正かつ効率的になされているか、財産の取得、管理および処分は適正になされているかなどの諸点に主眼を置き慎重に審査した。

第3 審査の結果

決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理については、一部、留意または改善を要する事項が見られたほかは適正に処理されているものと認められた。

第4 審査の意見

1 平成21年度決算の概要

(1) 一般会計の決算は、国の経済危機対策事業に伴う、大型補正予算編成により、予算現額5,605億1千7百万円（百万円未満切り捨て。以下文中において同じ。）に対し歳入決算額5,363億1千3百万円（前年度対比5.6%増）、歳出決算額5,323億3千6百万円（前年度対比5.3%増）となり、歳入、歳出ともに2年続けて前年度を上回った。歳入歳出差引額39億7千6百万円から翌年度へ繰り越すべき財源29億5千5百万円を差し引いた実質収支額は10億2千万円で、前年度の実質収支額8億9千万円を差し引いた単年度収支額はプラス1億3千万円となり、2年ぶりのプラスとなった。

(2) 特別会計の決算は、予算現額1,860億4千万円に対し歳入決算額が1,849億2千7百万円（前年度対比7.3%減）で、歳出決算額は1,798億5千9百万円（前年度対比7.7%減）となった。歳入歳出差引額50億6千7百万円から翌年度へ繰り越すべき財源5億4千4百万円を差し引いた実質収支額は45億2千2百万円、前年度の実質収支額35億8千3百万円を差し引いた単年度収支額は9億3千8百万円のプラスとなった。

(3) 財源調整機能をもつ財政調整基金と県債管理基金の両基金を合わせた平成21年度末残高は前

年度末に比べ54億8千1百万円減少し、74億2千1百万円となった。また、県債については、臨時財政対策債の増加および減収補てん債の発行等により、発行額が対前年度比で23.2%増加し、その結果平成21年度末県債残高は9,631億2千万円と過去最高となっている。

(4) こうした財政状態を普通会計（一般会計と特別会計を合わせた財政統計上の会計）で見ると、財政力の強弱を示す財政力指数は、0.617と前年度に比べわずかながら0.009ポイント上昇したが、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、96.4%と前年度に比べ0.7ポイント悪化した。また、一般財源の総額に占める公債費の割合を示す公債費負担比率は、20.8%と前年度に比べ0.4ポイント改善しているものの、これは計算上の分母となる一般財源総額が前年度より増加した結果によるものであり、県の財政は依然として弾力性に乏しく硬直化した状況である。

2 行財政運営の健全化に向けて

本県財政はこれまで以上に深刻な財政状況に直面しており、今後の行財政運営に当たっては、財政健全化の取り組みを進め、必要な財源の確保に努め、県の役割・責任を十分に果たす行政運営を進めるため、以下の取り組みを徹底されたい。

(1) 持続可能な財政基盤の確立について

財政構造改革プログラムを着実に実行したとしてもなお、長期にわたって巨額の財源不足が見込まれることから、次世代に向けて持続可能な財政基盤の確立を目指して、歳入・歳出にわたって一層の見直しに取り組まされたい。

今後においても、地方交付税等の一般財源総額の抑制基調が続くことが予想されると同時に、厳しい経済情勢の中、県税収入についても予断を許さない状況にある。税収確保に最大限の努力を払うとともに、地方の担うべき行政を着実に進めるための税財源の確保について国に対し引き続き働きかけられたい。

さらに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月から完全施行され、財政状況が悪く健全化に関する指標が基準を上回る自治体は、財政健全化計画や財政再生計画を策定し、国による管理の下、厳しい制約の中で行財政を運営していかなければならない。こうした事態に陥らないように同法が対象とする県出資法人等も含めた県全体としての財政の健全化を図られたい。

(2) 経済性・効率性・有効性に徹した事務事業の実施について

現在の厳しい経済・雇用情勢の中、国の経済危機対策として造成された基金や国庫補助金、交付金を

積極的に活用し、効果的な経済活性化施策、雇用創出施策を進められたい。

また、事務事業の実施に当たっては、その必要性を再確認し、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、コスト意識を一層働かせ、事業がより少ない予算で実施できないかなどの「経済性」、事業が同じ費用でより大きな成果が得られないかなどの「効率性」、事業が所期の目的を達成しているか、効果を上げているかなどの「有効性」を常に念頭に置き、さらなる歳出の削減に取り組まれたい。

複雑化する行政課題や多様化する県民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、県民、NPO、企業等の多様な主体と、県行政が協働して事業を実施する、協働型県政への転換を着実に推進されたい。

厳しい財政状況の中、県民ニーズに沿った施策を効果的に推進していくためには、県庁の有する人的活力や情報力などを有効に活用し、組織体としての力を最大限に発揮させることが重要であることから、県庁力の最大化の視点で常に創意工夫して施策を推進されたい。

3 財務に関する事務の適正な執行について

財務に関する事務について、定期監査等において、次のとおり主な留意・改善を要する事項が認められたので、適切な措置を講じられたい。

(1) 歳入関係について

ア 収入未済の解消と新たな発生の防止について

一般会計における収入未済額は、57億4千5百万円で、そのうち、地方税法で認められた県税に係る法定徴収猶予分を除いた額は、49億7千8百万円である。

県税の収入未済額（法定徴収猶予分を除く）は、44億6千6百万円であり、前年度に比べ額では3億4千7百万円、率で8.4%の増加となっており、億単位で収入未済額が増加している。

現下の財政状況において、財源の確保は喫緊の課題であり、県税については、公平な税負担の確保の観点から、引き続き納税意識の高揚に努めるとともに、各県税事務所等と滞納整理特別対策室が一体となった効率的かつ効果的な滞納整理を進められたい。また、「滋賀地方税滞納整理機構」による取り組みが進められているが、平成22年9月にスタートした「合同検索チーム」の取り組みとも合わせ、市町との共同体制を十分に活用して、個人県民税などの滞納額縮減に向けて、より一層の成果を示されたい。

県税（加算金を含む）以外の収入未済は、前年度に比べて2千3百万円（5.5%）減少し、3億9千5百万円となっているが、それぞれの収入未済の原因や実態等に即して適時、適切な指導を行うなど、収入未済の解消を図るとともに、新たな収入未済を発生させないよう努められたい。

特別会計における収入未済額は、前年度に比べ8百万円（1.2%）減少し、6億6千7百万円となっている。収入未済の解消に向け、引き続き、債務者等の資力調査の徹底を図るなど厳格な債権管

理を行い、一層の収納促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

なお、県税以外の収入未済の解消については、平成22年度から財政課に公有財産・債権回収支援担当を設け、専任の職員を配置するとともに、債権管理や法的整理の知識・ノウハウを共有し、全庁挙げて取り組みを進めるため「滋賀県税外未収金対策推進会議」を設置されたところであるが、その成果が数字で示せるよう強力な取り組みを進められたい。

(2) 歳出関係について

ア 補助金事務、契約事務の適正な執行について

補助金事務において、補助対象とならない経費に対して補助金を支出していたため返還を求めた事例、工事等契約事務において、設計積算を誤っている事例などの不適正な事例が見受けられたので、組織としてのチェック機能を充実強化し、法規や要綱等に基づいた適正な執行に努められたい。

イ 入札事務の適正な執行について

電子入札などの入札事務において、落札者の決定の誤りなど不適正な執行事例が相次いで見受けられた。入札契約事務の一連の流れの中で、個々の誤りの原因を追求し、二度と間違いを起こさないための事務システムを構築されたい。

ウ 職員手当の適正な認定について

職員の諸手当については、認定誤りや支給要件の確認が不十分な事例が見受けられた。特に、通勤手当の支給要件である通勤距離が片道2km以上という要件を欠いているにもかかわらず、当初の認定時に判定を誤り、その後も長期にわたって支給を続けていた事例が散見された。新規の認定を正確に行うことはもとより、定期的確認により再点検を徹底されたい。

(3) 財産の適正な管理について

普通財産である未利用地については、一般競争入札等の方法により処分が行われ、財産収入につながったものもあるが、旧県立短期大学農業部跡地をはじめ、利用計画のない未利用地については適切な計画のもとに売却するよう取り組みを進められたい。一方、過去に取得し未登記状態となっている公共事業用地の解消に向けた取り組みを促進されたい。

さらに、庁舎の余剰スペース等未利用行政財産については、貸付けにより有効活用を図る途が開かれたが、その貸付対象財産の洗い出しに併せて、貸付の料金や期間について現行の枠組みを柔軟に見直すことにより具体的な成果を出されたい。

また、県の各庁舎や施設、道路や橋梁などの既存施設については、計画的な修繕を実施するなど施設の長寿命化を図りながら維持管理等の総費用の最小化を図るストックマネジメントの取り組みを推進されたい。

(4) 公用車の事故防止について

公用車による交通事故については、県側の過失割合が高い事例が依然多く、基本的な安全確認を怠っていた事例が多数を占めている。その中には、ハンドル操作を誤り、防護柵を突き破り、公用車を大破させ、廃車処分された例もある。

それぞれの事故原因について徹底的な分析を行い、職員相互にその情報を共有化し、事故抑止につながる交通安全教育に取り組まれない。

(5) 会計処理の適正化について

平成20年11月の会計検査院による国庫補助事業事務費に係る実地調査およびその後の県独自の内部調査の結果、事務費の不適切な会計処理や会計外現金の不正または不適切な事例が認められたところである。こうした不適正な会計処理等の発生は、県政全般に対する県民の信頼を損ねるものであり、誠に遺憾である。

今後、再びこのような事態が生じないよう、再発防止策に全庁挙げて取り組まれない。

(6) 省エネ・省資源の取り組みについて

県は、学校や病院なども含め大きな事業者として低炭素社会に向けた貢献が求められるところである。すでに県の各部署においては、「環境にやさしい県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）」により、電気、ガス、灯油、上水道などの省エネへの取り組みや、紙の使用削減やゴミの減量化などの省資源への取り組みが進められてきたところである。しかしながら、これまでの実績値を見ると、灯油等のエネルギーは年々減少しているものの、必ずしも満足な結果が得られず、したがって経費節減も十分に図れていない取組項目もある。

すでに県として、低炭素社会の実現に向け2030年（平成42年）までに滋賀県の温室効果ガスの排出量を1990年（平成2年）比で半減するという大きな目標が掲げられたところであり、今後この目標に向けて行動計画による取り組みを加速させていく必要がある。通勤や出張時の公共交通機関利用、職場の節電や節水、資料のペーパーレス化の推進などの取組項目には各部署ごとの目標数値を必ず明らかにし、省エネ、省資源と同時に経費節減にも努めるとともに、取組成果に対する一定の結果責任を含めた手法を検討し、実行されたい。

第5 決算の概要

1 総括

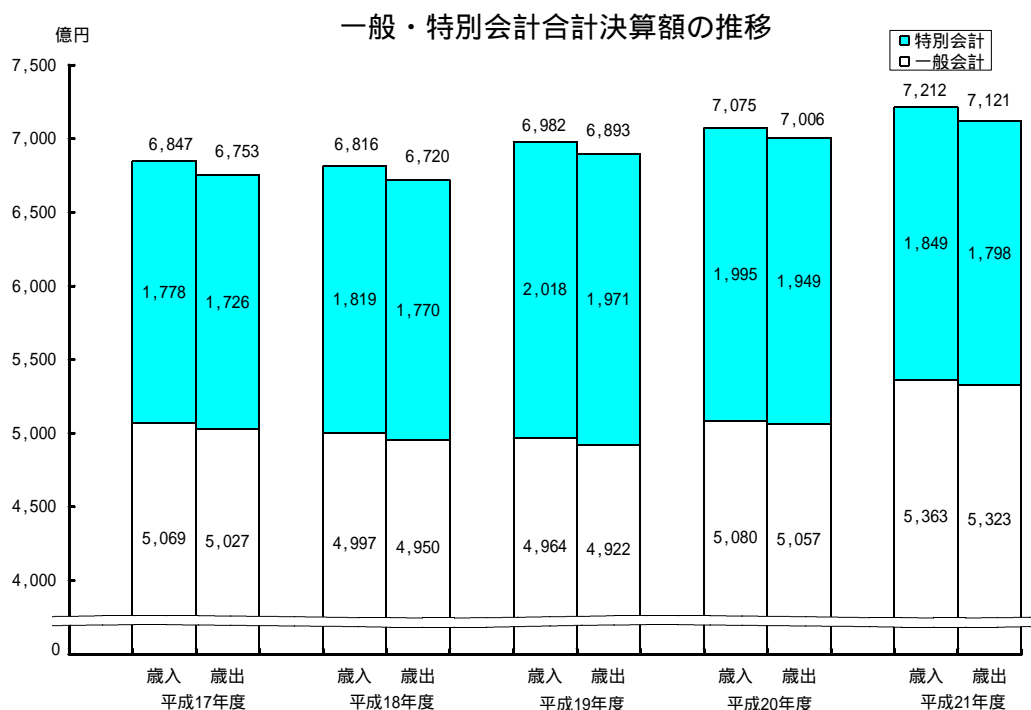
(1) 歳入歳出決算の状況

歳入歳出決算の状況は次の〔表1〕のとおりで、一般会計および特別会計の合計の歳入歳出決算は、予算現額7,465億5千8百万円に対して歳入決算額は7,212億4千万円で、前年度に比べ137億4千3百万円(1.9%)の増加、歳出決算額は7,121億9千6百万円で、前年度に比べ116億3百万円(1.7%)の増加となっている。また、歳入歳出差引額は90億4千4百万円で、前年度に比べ21億3千9百万円(31.0%)の増加となっている。

〔表1〕 歳入歳出決算の状況

(単位：円、%)

区 分	平成21年度			平成20年度	前年度対比	
	一般会計	特別会計	合計	一般会計及び特別会計の合計	増減額	比率
予算現額	560,517,446,254	186,040,813,000	746,558,259,254	732,361,476,663	14,196,782,591	1.9
歳入決算額	536,313,261,224	184,927,209,693	721,240,470,917	707,497,014,754	13,743,456,163	1.9
歳出決算額	532,336,939,852	179,859,441,673	712,196,381,525	700,592,625,908	11,603,755,617	1.7
歳入歳出差引額	3,976,321,372	5,067,768,020	9,044,089,392	6,904,388,846	2,139,700,546	31.0
予算現額に対する	歳入決算額の増減額	24,204,185,030	1,113,603,307	25,317,788,337	24,864,461,909	
	歳出決算額の増減額	28,180,506,402	6,181,371,327	34,361,877,729	31,768,850,755	
	歳入決算額の比率	95.7	99.4	96.6	96.6	
	歳出決算額の比率	95.0	96.7	95.4	95.7	



(2) 実質収支・単年度収支の状況

実質収支・単年度収支の状況は次頁〔表2〕のとおりで、一般会計および特別会計の合計の実質収支額は、歳入歳出差引額9億4千4百万円から翌年度へ繰り越すべき財源3億5千万円を差し引いて5億4千3百万円となっている。

また、前年度の実質収支額4億7千4百万円を差し引いた単年度収支額は1億6千9百万円のプラスとなっている。

〔表2〕 実質収支・単年度収支の状況

(単位:円、%)

区 分	平成21年度			平成20年度	前年度対比	
	一般会計	特別会計	合計	一般会計及び特別会計の合計	増減額	比率
歳入歳出差引額	3,976,321,372	5,067,768,020	9,044,089,392	6,904,388,846	2,139,700,546	31.0
翌年度へ繰り越すべき財源	繰越明許費繰越額	544,808,300	3,483,836,483	2,430,221,090	1,053,615,393	43.4
	事故繰越し繰越額	0	16,800,000	0	16,800,000	皆増
	計	2,955,828,183	544,808,300	3,500,636,483	2,430,221,090	1,070,415,393
実質収支額	1,020,493,189	4,522,959,720	5,543,452,909	4,474,167,756	1,069,285,153	23.9
単年度収支額	130,297,698	938,987,455	1,069,285,153	172,043,871	1,241,329,024	-

(3) 収入未済額・不納欠損額・翌年度繰越額の状況

ア 収入未済額の状況

収入未済額の状況は次の〔表3〕のとおりで、一般会計および特別会計の合計の収入未済額は6億4千1百万円で、前年度に比べ1億3千3百万円(2.1%)の増加となっている。

一般会計の収入未済額は5億7千4百万円で、前年度に比べ1億4千1百万円(2.5%)の増加となっている。これは主に、県税における個人県民税において収入未済額が増加したことによるものである。

〔表3〕 収入未済額の状況

(単位:円、%)

区 分	平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	増減 (C=A-B)	比率 (C/B)	
一般 会計	県 税	5,233,581,563	5,064,937,436	168,644,127	3.3
	(除 徴収猶予額)	(4,466,580,045)	(4,119,225,334)	(347,354,711)	(8.4)
	分担金及び負担金	61,463,290	57,799,825	3,663,465	6.3
	使用料及び手数料	91,562,891	91,088,049	474,842	0.5
	財産収入	319,004	62,032,000	61,712,996	99.5
	諸 収入	358,310,189	327,580,227	30,729,962	9.4
	加算金(県税)	116,337,078	120,142,987	3,805,909	3.2
その他	241,973,111	207,437,240	34,535,871	16.6	
計	5,745,236,937	5,603,437,537	141,799,400	2.5	
(除 徴収猶予額)	(4,978,235,419)	(4,657,725,435)	(320,509,984)	(6.9)	
特別 会計	母子および寡婦福祉資金	36,497,738	42,777,498	6,279,760	14.7
	中小企業支援資金	568,923,694	569,703,694	780,000	0.1
	農業改良資金	28,248,186	31,270,786	3,022,600	9.7
	林業・木材産業改善資金	4,624,000	4,314,000	310,000	7.2
	沿岸漁業改善資金	28,695,951	26,468,951	2,227,000	8.4
	用品調達	20,858	0	20,858	皆増
	公営競技事業	0	668,630	668,630	皆減
計	667,010,427	675,203,559	8,193,132	1.2	
合計	6,412,247,364	6,278,641,096	133,606,268	2.1	
(除 徴収猶予額)	(5,645,245,846)	(5,332,928,994)	(312,316,852)	(5.9)	

イ 不納欠損額の状況

不納欠損額の状況は次の[表4]のとおりで、一般会計および特別会計の合計の不納欠損額は3億1千6百万円で、前年度に比べ1億5千2百万円(32.5%)の減少となっている。

[表4] 不納欠損額の状況

(単位:円、%)

区 分		平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	増 減 (C=A-B)	比 率 (C/B)
一般 会計	県 税	305,642,466	347,559,198	41,916,732	12.1
	分 担 金 及 び 負 担 金	4,037,975	0	4,037,975	皆増
	使 用 料 及 び 手 数 料	0	2,153,023	2,153,023	皆減
	諸 収 入	7,251,130	20,823,159	13,572,029	65.2
	計	316,931,571	370,535,380	53,603,809	14.5
特別 会計	中 小 企 業 支 援 資 金	0	99,149,407	99,149,407	皆減
	計	0	99,149,407	99,149,407	皆減
合 計		316,931,571	469,684,787	152,753,216	32.5

ウ 翌年度繰越額の状況

翌年度繰越額の状況は次頁の[表5]のとおりで、一般会計および特別会計の合計の繰越額は119事業273億8千3百万円で、前年度に比べ31事業58億2千6百万円(27.0%)増加となっている。

[表5] 翌年度繰越額の状況

(単位:円、%)

区 分		平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	増 減 (C=A-B)	比 率 (C/B)	
一般 会計	繰越許 費	事 業 数	116事業	86事業	30事業	
		金 額	24,685,649,658	15,735,790,254	8,949,859,404	56.9
	事 故 繰 越 し	事 業 数	1事業	0事業	1事業	-
		金 額	33,600,000	0	33,600,000	皆増
計		事 業 数	117事業	86事業	31事業	
		金 額	24,719,249,658	15,735,790,254	8,983,459,404	57.1
特別 会計	繰越許 費	事 業 数	2事業	2事業	0事業	-
		金 額	2,664,708,300	5,821,170,000	3,156,461,700	54.2
	事 故 繰 越 し	事 業 数	0事業	0事業	0事業	-
		金 額	0	0	0	-
計		事 業 数	2事業	2事業	0事業	-
		金 額	2,664,708,300	5,821,170,000	3,156,461,700	54.2
合 計		事 業 数	119事業	88事業	31事業	-
		金 額	27,383,957,958	21,556,960,254	5,826,997,704	27.0
予算現額に占める割合			3.7	2.9	0.8	-

(4) 資金収支の状況

年度当初における義務的経費、貸付金等の支払等に伴う資金不足に対し、一時借入や基金の繰替運用、起債の前倒しで対処された。また、税収全体としては米国金融危機に端を発した世界的な景気後退の影響による税収の落ち込みが顕著となり、前年度に比べ454億円、率にして24.9%と大幅な減収となった。

その結果、資金の不足した日数は前年度に比べ48日の増加となっているが、金額では、前年度に比べ28億7百万円の減少となっている。また、借入金利が年度平均では下降となった影響もあり、支払利息は前年度に比べ2千5百万円の減少となっている。

一方、資金を運用した日数は前年度に比べ57日の減少となっている。また、一日平均運用額は前年度に比べ170億9千7百万円の減少となっている。運用においても年度平均の預入金利は下降したため、運用日数の減少により受取利息は7百万円となっている。

資金収支の状況は次の〔表6〕のとおりである。

〔表6〕 資 金 収 支 の 状 況

(単位：千円、%)

区 分	平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	増 減 (C = A - B)	比 率 (C / B)	
調 達	資金不足日数	290日	242日	48日	19.8
	一日平均不足額	23,861,724	26,669,008	2,807,284	10.5
	支 払 利 息	112,411	137,516	25,105	18.3
運 用	資金運用日数	93日	150日	57日	38.0
	一日平均運用額	9,645,084	26,742,885	17,097,801	63.9
	受 取 利 息	7,986	87,812	79,826	90.9

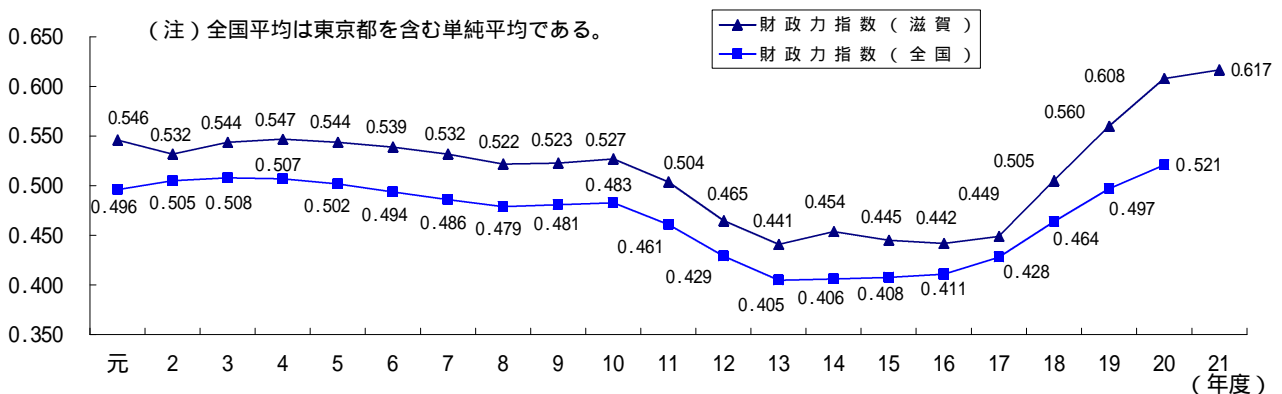
(5) 財政指標の状況

県の財政力および財政構造の弾力性・健全性を判断する普通会計の主な財政指標の状況は、次のとおりである。

ア 財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値であり、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があることを示している。

本年度の指数は、0.617となっており、前年度の0.608から若干上昇している。

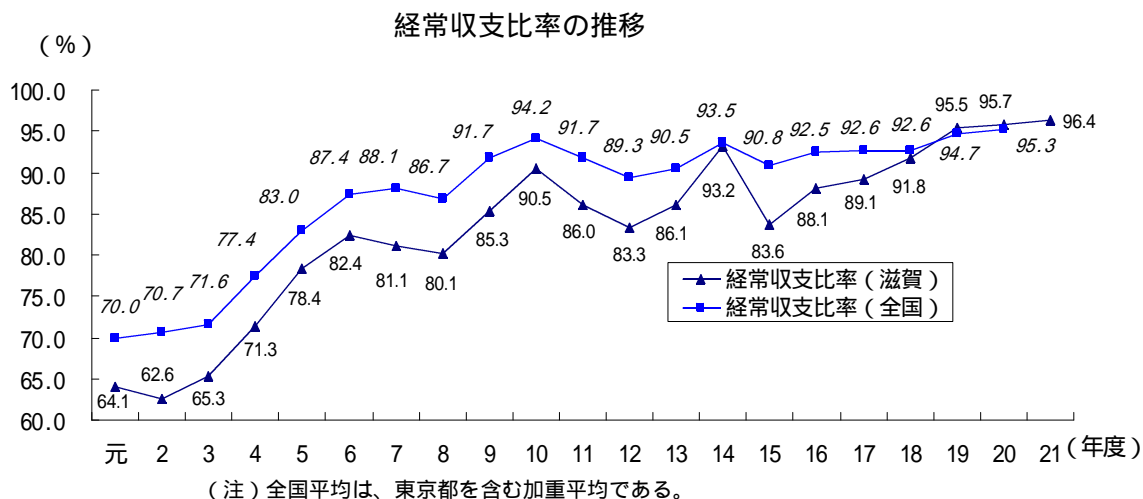


イ 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして用いられるもので、経常的な経費に充当された一般財源の経常的に収入される一般財源総額に占める割合をいう。

地方税や地方交付税を中心とする経常一般財源収入が、人件費、扶助費、公債費の義務的経費等経常経費にどの程度充当されているかを見るものであり、この数値が高いほど財政構造が硬直化していることを示している。

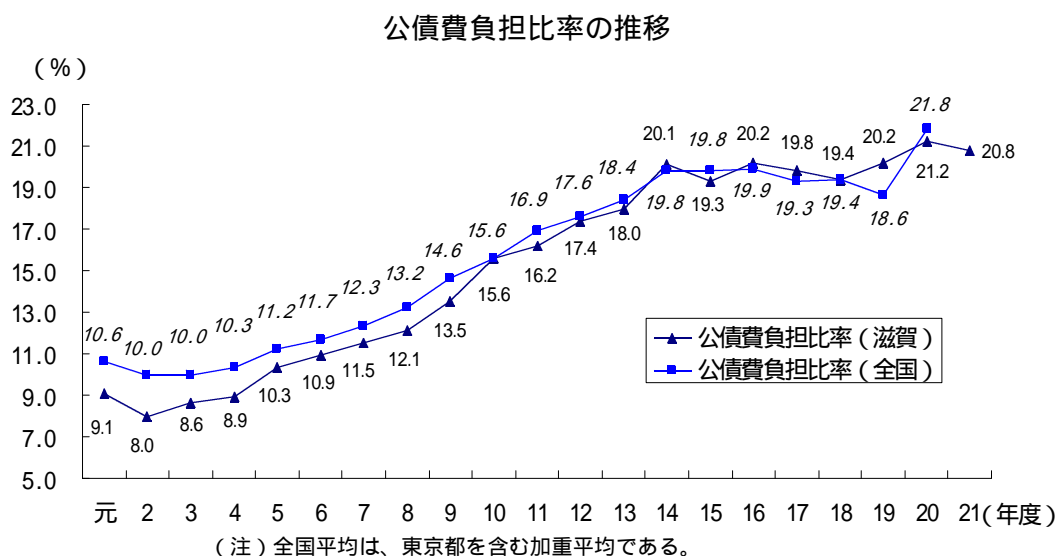
本年度は、96.4%で前年度に比べ0.7ポイント悪化している。



ウ 公債費負担比率

財政運営の健全性を示す指標の一つとして用いられるもので、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、この数値が高いほど財政運営が硬直化していることを示している。

本年度は、20.8%で前年度に比べ0.4ポイント改善している。



滋賀県土地開発基金運用状況審査意見書(概要版)

第1 審査の方法

審査に当たっては、審査に付された平成21年度滋賀県土地開発基金運用状況調書に基づき、基金が設置の目的に沿って确实かつ効率的に運用されているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、慎重に審査した。

第2 審査の結果および意見

土地開発基金の運用状況について審査した結果、基金は適正に運用され、計数は正確であると認められた。

なお、利用計画が不明確なまま保有されている一部の土地については、有効活用について引き続き検討されたい。

第3 運用の状況

基金の運用状況は、次のとおりである。

基金運用状況 (単位：円)

区 分		平成20年度末 現 在 高	平成21年度中 取 得 高	平成21年度中 処 分 高	平成21年度末 現 在 高
土 地	面 積	504,176.13m ²	6,589.16m ²	28,866.61m ²	481,898.68m ²
	金 額	8,223,434,134	462,346,573	2,160,376,203	6,525,404,504
有価証券		0	3,297,246,000	0	3,297,246,000
現 金		7,299,200,889	2,200,298,448	8,759,592,573	739,906,764
計		15,522,635,023	5,959,891,021	10,919,968,776	10,562,557,268